

## あきる野市新規学卒者等介護従事者定着事業補助金

～新規学卒者等に対して支度金を支給した

介護保険サービス事業所等の経費の一部を補助します～

(令和5年度版)

あきる野市では、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市内の介護人材の確保を図るため、介護保険サービス事業所等を運営する法人等に対し、介護に係る人材確保に要する経費（支度金）の一部について補助します。

※令和5年度に、制度の一部を拡充しています。(赤字下線部)

## 1 補助対象者

介護保険サービスを提供する事業所又は施設を運営する法人等で、新たに新規学卒者、外国人介護人材又はUターン者を介護従事者として雇用し、当該年度の間3月以上継続して雇用している法人等とします。

新規学卒者	学校教育法に規定する学校又は専修学校に通学し、雇用日の属する年度の前年度の3月に当該学校等を卒業した者
外国人介護人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済連携協定に基づき入国する介護福祉士の候補者</li> <li>・技能実習を受ける者</li> <li>・在留資格「介護」をもって介護福祉士として介護に従事する者</li> <li>・特定技能をもって来日する者</li> <li>・<u>外国人留学生のうち、介護福祉士養成施設への入学を前提として日本語学校に通うもの又は介護福祉士養成施設に通うもの</u></li> </ul> <b>【拡充（追加）】</b>
Uターン者	雇用日以前6月以内又は雇用日以後6月以内に他の区市町村から転入した者 <b>【拡充（期間の拡大）】</b>

※採用した者1人に対して、いずれか1つ申請できます。

※訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。

## 2 補助対象経費及び補助金額

区分	補助対象経費	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規学卒者</li> <li>・外国人介護人材</li> </ul>	左記の新規学卒者等に対して支給した支度金(※)	補助対象経費の2/3以内の額であって、一人当たり10万円を限度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・Uターン者</li> </ul>		補助対象経費の <u>2/3</u> 以内の額であって、一人当たり10万円を限度 <b>【拡充（補助率引上げ）】</b>

※「支度金」とは、事業所が新規学卒者等に直接支給した次の金銭とします。

金銭	例
就職準備金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務場所で着用する衣服等の購入費</li> <li>・勤務場所で使用する物品等の購入費</li> <li>・通勤に要する移動用自転車等の購入費</li> <li>・勤務に関連する教材、書籍の購入費</li> <li>・勤務に必要な技術や知識を得ることを目的とした研修を受けるための費用 など</li> </ul>
就職祝い金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職に際して、基本給や諸手当と別に支給した就職に係るお祝い金</li> <li>・雇用契約が一定期間継続したことを条件に、基本給や諸手当と別に支給したお祝い金（定着金） など</li> </ul>
引越費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者依頼した引越し料金</li> <li>・転居のために必要な敷金や礼金等の費用 など</li> </ul>
その他、新生活を始めるために必要な支度金と認める経費	

※採用者に貸与する金銭及び一定の条件のもと採用者に貸与し、その返還を免除する金銭は対象外とします。

### **3 申請方法・提出書類**

次の書類を高齢者支援課介護保険係に提出してください

(申請に当たって)

- (1) あきる野市新規学卒者等介護従事者定着事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 雇用年月日が確認できる書類
- (3) 3月以上継続して雇用していることが確認できる書類(当該年度の1月1日から3月31日までの間に新たに雇用した場合にあっては、3月以上継続して雇用する旨の誓約書)(参考様式あり)
- (4) 支度金の支給額が確認できる書類
- (5) 過去の就業状況が確認できる書類(該当者のみ履歴書等の写しなど)
- (6) 卒業年月日が確認できる書類(新規学卒者のみ)
- (7) 在留資格が確認できる書類(外国人介護人材のみ)
- (8) 転入したことが確認できる書類(Uターン者のみ)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求に当たって)

あきる野市新規学卒者等介護従事者定着事業補助金交付請求書(様式第3号)

※補助金の交付決定後に請求してください。

<問い合わせ・申請先>

健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

〒197-0821 あきる野市二宮350番地

TEL 042-558-1969(直通)

FAX 042-558-1172

Eメール 050301@akiruno-info.tokyo.jp

# あきる野市外国人介護人材受入支援事業補助金

～技能実習生又は特定技能外国人を受け入れる事業所等の経費の一部を補助します～

(令和5年度版)

あきる野市では、第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市内の介護人材を確保するため、技能実習生又は特定技能外国人を受け入れる市内の介護保険サービス事業所等を運営する法人等に対して、受入れに要する費用の一部について補助します。

※令和5年度の補助金から、「特定技能外国人」を対象に加えるなど、制度を拡充しています。

(赤字下線部)

## 1 補助対象者

技能実習生又は特定技能外国人の受入れを行う市内の介護保険サービスを提供する事業所又は施設を運営する法人等

## 2 補助対象経費

令和4年4月1日以降に雇用された技能実習生又は特定技能外国人であって、現に雇用されているものの受入れに要する経費のうち、次の表のとおりとします。【拡充(追加)】

区分	補助対象経費
技能実習生	監理団体に支払った次に掲げる経費 (1) 技能実習法第8条第1項に規定する技能実習計画の作成及び提出に要する経費 (2) 入国に要する経費(大使館等への書類の郵送料等を含む。) (3) 入国前の日本語研修及び介護実技研修に要する経費(宿泊費、食費等を含む。) (4) 出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定による在留資格の変更の申請及び同法第21条第2項の規定による在留期間の更新の申請に係る書類の作成に要する経費(収入印紙代及び入国管理局へのこれらの申請の取次ぎに要する経費を含む。) (5) 入国後の講習に要する経費(入国後の講習時の生活手当を含む。)
特定技能外国人 【拡充(追加)】	登録支援機関等に支払った次に掲げる経費 (1) 初期費用 (2) 紹介手数料

## 3 補助金額

補助対象経費の総額のうち、技能実習生又は特定技能外国人1人当たり10万円を限度

#### **4 申請方法・提出書類**

次の書類を高齢者支援課介護保険係に提出してください。

- (1) あきる野市外国人介護人材受入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) あきる野市外国人介護人材受入支援事業補助金交付請求書（様式第3号）
- (3) 雇用契約書の写し
- (4) 公共職業安定所に提出した雇用保険被保険者資格取得届及び外国人雇用状況届出書
- (5) 在留資格が確認できる書類の写し
- (6) 技能実習計画の写し又は1号特定技能外国人支援計画の写し
- (7) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類

事業の詳細、申請等は下記までお問合せください

<問い合わせ・申請先>

健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

〒197-0821 あきる野市二宮350番地

TEL 042-558-1969（直通）

FAX 042-558-1172

E メール 050301@akiruno-info.tokyo.jp

# あきる野市介護人材資格取得支援事業補助金

～初任者研修・実務者研修・介護福祉士の資格取得費用の一部を補助します～

あきる野市では、第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市内の介護人材を確保するため、介護に係る資格取得に要する経費の一部について補助します。

## 1 補助対象者及び補助条件

次の（１）から（３）までの全てに該当する方とします。

（１）申請年度の前年度の４月１日以降に次のいずれかの研修を修了等した方

ア 「初任者研修」又は「実務者研修」を修了した方

イ 「介護福祉士」の試験に合格し、介護福祉士の登録を受けた方

（２）市内の介護保険サービス事業所等に介護職員として３か月以上継続して就業し、かつ、補助金の申請時においても同一の事業所に就業している方

※当該年度の１月１日から３月３１日までの間に雇用された者については、誓約することをもって、当該年度の間に３か月以上就業している者とみなします。

※介護保険サービス事業所等には、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援を含みません。

（３）申請する資格において、あきる野市、他の地方公共団体等から同種の補助金等（雇用保険法に基づく教育訓練給付金等を含む。）による補助を受けていない方、かつ、今後も助成を受ける予定のない方

※予算額に達した場合は、その時点で終了となります。

## 2 補助対象経費及び補助金額

補助対象者	補助対象経費	補助金額 (限度額)
「初任者研修」を修了した者	受講料及び教材費	５万円
「実務者研修」を修了した者		７万５千円
「介護福祉士」の試験に合格し、 介護福祉士の登録を受けた者	受験対策講座に係る受講料（テキスト購入費、模擬試験の受験料等）、受験に係る手数料、介護福祉士の登録手数料	３万円

### 【注意事項】

- ・介護保険サービス事業所等が支払った費用（立替含む）は、補助対象になりません。
- ・介護福祉士登録免許税（収入印紙）は、補助対象になりません。
- ・入学金、交通費及び支払いに係る手数料は、補助対象になりません。
- ・申請年度の前々年度の４月１日から交付申請日までの間で支払いが証明できる額が補助対象になります。

### **3 申請方法・提出書類**

1の条件を満たす方は、次の書類を高齢者支援課介護保険係へ直接提出してください。  
申請書類等は、市のホームページ又は窓口で配布しています。

#### <提出書類>

##### **【共通の申請書類】**

- あきる野市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- あきる野市介護人材資格取得支援事業補助金交付請求書（第3号様式）
- 就業証明書（発行された日から起算して30日以内のものに限る。）（参考様式あり）
- 他の地方公共団体等から同種の補助を受けない旨の誓約書（参考様式あり）
- 3月以上継続して就業する旨の誓約書（参考様式あり）
  - ※当該年度の1月1日から3月31日までの間に雇用された場合のみ
- 学校や養成施設就業先の介護保険サービス事業所等の運営法人から補助等を受ける（予定含む。）場合にあっては、当該補助等を受ける（予定含む。）ことが確認できる書類
- 振込先口座の通帳又はカードの写し
- その他市長が必要と認める書類

##### **【初任者研修及び実務者研修】**

- 介護員養成研修事業者等が発行する受講料及び教材費の領収書の写し
- 介護員養成研修事業者等が発行する修了証明書の写し

##### **【介護福祉士】**

- 介護福祉士の資格の取得に要する費用の領収書の写し
- 介護福祉士試験の合格証の写し
- 介護福祉士登録証の写し

事業の詳細、申請等は下記までお問合せください。

#### <問い合わせ・申請先>

健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係  
〒197-0821 あきる野市二宮350番地  
TEL 042-558-1969（直通）  
FAX 042-558-1172  
E メール 050301@akiruno-info.tokyo.jp

## 介護人材に関する補助金の実績

### 1 新規学卒者等介護従事者定着事業補助金

(令和3年度)

実績なし

(令和4年度)

種別	件数	補助金額
新規学卒者	0件	0円
外国人介護人材	4件	377,000円
UIターン者	0件	0円
合計	4件	377,000円

### 2 外国人介護人材受入支援事業補助金

(令和3年度)

実績なし

(令和4年度)

種別	件数	補助金額
外国人介護人材	2件	200,000円

### 3 介護人材資格取得支援事業補助金

(令和3年度)

資格区分	件数	補助金額
初任者研修	7件	305,000円
実務者研修	10件	740,000円
介護福祉士	1件	27,700円
合計	18件	1,072,700円

(令和4年度)

資格区分	件数	補助金額
初任者研修	3件	137,950円
実務者研修	13件	963,500円
介護福祉士	2件	43,400円
合計	18件	1,144,850円